

○環境省告示第五十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、同表第二号ロ及びニ並びに同表第三号ロ及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十二日

環境大臣 松本 龍

第二号の表中(11)の次に次のように加える。

(18) N—メチルアニリン

第二号の表中(11)を(17)とし、(10)を(16)とし、(9)を(15)とし、(8)の次に次のように加える。

(13) 一—フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物（アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） 二五

(14) 一・三—ペンタジエン、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物（一・三—ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。） 二五

第二号の表中(8)を(12)とし、(7)を(11)とし、(6)の次に次のように加える。

(8) ジヤトロファ油

(9) 臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）

二五

(10) チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩溶液

一

第二号の表中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) ぎ酸セシウム溶液

一

第三号中「第一の二第八号」を「第一の二第十三号」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) 塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）	○
(2) ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）	○

<p>(3) ニーメチルグルタロニトリル及びニ―エチルブタンジニトリルの混合物 (ニ―エチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに 限る。)</p> <p>(4) リグニン（木材から生成するものに限る。）、酢酸ナトリウム及び蔞酸 ナトリウムの混合物</p>	<p>○</p> <p>○</p>
---	-------------------